

## 行政文書の廃棄に関する意見聴取について

### 1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

平成26年度に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル。

廃棄対象行政文書ファイル数等の件数

① 廃棄対象ファイル数	4, 931
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	4, 788
③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	143

※③には電子媒体のみで廃棄保留とした9ファイルを含む。

### 2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）

① 意見聴取期間

平成27年10月16日（金）から11月13日（金）まで

② 意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを、県のホームページに掲載するとともに、県庁情報プラザ、各地域振興局等に備え置き閲覧に供した。

③ 県民から提出された意見 0件

(2) 有識者による現物確認及び意見聴取

① 意見の聴取先

九州大学 三輪教授（記録資料館 産業経済資料部門 記録資料館）グループ

② 現物確認及び意見聴取

平成27年11月26日（木）から11月28日（土）まで

（書類審査は、10月16日から11月13日までに実施済）

③ 有識者から提出された意見

別添「有識者意見聴取結果表」のとおり

### 3 廃棄対象行政文書ファイル一覧

別添「廃棄対象行政文書ファイル一覧」のとおり 掲載ファイル数 4,931冊

① 有識者が、廃棄相当と判断したもの . . . . . 廃棄相当

② 有識者が現物確認し、歴史資料として重要な文書に  
該当する旨の意見を付したのもの . . . . . 保留

③ 有識者が現物確認し、当該文書ファイルの成果物（印刷物等）  
が別途保管されていれば廃棄可能等との意見を付したのもの . . . 条件付廃棄

④ 行政文書ファイルが電子媒体のみで廃棄保留とするもの . . . . 電子保留

(内訳)

	ファイル数
①廃棄相当	4,788
②保留	124
③条件付廃棄	10
④電子保留	9
計	4,931